

平成23年度奈良県立高等学校入学者選抜に関するQ & A

○ 事務処理等に関することについて

【学習成績一覧表及び学習成績の算出について】

Q48 学習成績一覧表と学習成績分布表は、どの時点の在籍生徒を対象として作成すればよいのですか。

A 平成22年12月22日時点の第3学年在籍生徒を対象として作成してください。

なお、過年度卒業者や県外中学校生が出願する場合、学習成績一覧表と学習成績分布表を提出する必要はありません。